

1. 施設運営主体

名称	学校法人 大和学園
所在地	茨城県北相馬郡利根町布川 2070
電話番号	0297-68-3438
代表者氏名	理事長 羽 生 和 夫

2. 利用施設

施設の種類	小規模保育事業（A 型）
施設の名称	やまと小規模保育園
施設の住所	印西市牧の原 1-3 牧の原モア内
電話番号	0 4 7 6 - 7 7 - 3 0 0 4
管理者	園長 羽生和夫

3. 事業の目的及び運営の方針

やまと小規模保育園（以下「当園」）は、次の事業の目的及び運営の方針に基づき、保育を行う。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

・連携施設について

連携施設は、認定こども園 利根大和幼稚園(茨城県北相馬郡利根町布川 2070)

及び、認定こども園 西の原幼稚園（印西市西の原 3-15）とする。（連携の詳細は別紙に記載する）

・特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

5. 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員全体を監督	1		1	園長
主任保育士	園長を助け、命を受け、園務、事業実施計画、管理、指導等をつかさどる				
保育士	子どもにあわせ、教育・保育を通じて保護者とともにその心身の成長・発達をうながす。	5 以上	4	2	
調理員	健康、食育に関わる。 アレルギー等の対応、 食中毒等の予防				(株)幼稚園 給食に委託

6. 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）及び日曜日・祝祭日は休園となります。

なお、当園では上記に加え、お盆に夏休みを 3 日間、年始の 1 月 4 日、年度替わりに準備日として 1 日間、出来るだけ家庭保育に協力をお願いしています。事情があるときは事前に別途申し出て下さい。

保育を提供する時間は、平日は次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担〈下記表〉が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時 30 分まで

又は 16時30分から 20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、印西市にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

保育短時間認定児・時間外保育料	7:00～8:29、16:31～19:00 200 円／30 分
	19:01～ 500 円／30 分
保育標準時間認定児・時間外保育料	18:01～19:00 200 円／30 分
	19:01～ 500 円／30 分

(3) 土曜日の保育は、標準時間認定の方も 7 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分です。保育短時間認定の方は 8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分です。この範囲の時間帯でご協力ください。なお、土曜日の保育は、お弁当持参でお願い致します。

7. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)の保育料のほか、下記表に掲げる物品を実費負担していただきます。

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額
絵本代	2 歳児	月額 4 0 0 ～ 5 0 0 円
教育・保育用品費	個人の教育・保育用品費（お道具箱、スモック等）	入園時：0 歳児 1,000 円程度、1 歳児 6,000 円程度、2 歳児 9,000 円程度
その他	園長が必要とする費用 必要が生じた場合には、その都度、説明します。	実費負担
教育費	月々の教材費等(全園児)	月額 5 0 0 円

8. 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児
1 9	3	8	8

9. 事業利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

印西市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項に関する規程等に同意された後に保育の提供を開始します。

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が 3 歳児に進級したとき

(2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

利用に当たっての留意事項

宗教活動、政治活動、営利等活動について	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
---------------------	---

1 0．緊急時等における対応方法

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡します。(必ず連絡できるように留意)

1 1．非常災害対策

別途に定める、消防計画書により対応いたします。

1 2．虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 当園は、当園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。

(2) 職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待の防止等に関する法律の定めに従い、印西市・児童相談所等の適切な機関に通報します。

1 3．その他重要事項

(1) 嘱託内科医による健康診断を入園時および年2回、嘱託歯科医による歯科健診を年1回実施します。

(2) 保育中にけがや容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(3) 当園では園管理下でのけがや事故等に備え、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済制度に加入しています。個々の園児の加入につき保護者の同意が必要ですので、この重要事項説明書への署名をもって同意していただいたものとさせていただきます。また、身体への保障はこの災害共済制度の範囲内において行われる。物的な保証に関しては行わないものとするため、損害があつて困る物の持ち込みを禁止する。

(4) 当園では下記①～③の目的のために園児及びその保護者等に係わる個人情報を使用することがあります。この重要事項説明書への署名をもってこの個人情報の使用につき同意していただいたものとさせていただきます。

① 卒園以降の円滑な移行、接続が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の保育所等との間で情報を共有すること。

② 他へ転園する場合、または兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合に、他の施設との間で情報を共有すること。

③ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

(5) 上記(4)及び法令による場合を除き、保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(6) 保護者からの要望・苦情等は、連絡帳、当園への電話、および登園降園時に直接お伝えください。また、責任者の園長に直接お伝えしたい場合にはご指名ください。後日、電話または直接ご要望等をお伺いいたします。

「やまと小規模保育園 重要事項に関する規定」に対する

内 容 同 意 書

学校法人 大和学園
やまと小規模保育園
園長 羽生和夫

私は、「やまと小規模保育園の重要事項に関する規定」の説明を当園より受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

〃 氏名

印

児童名（複数の場合並記）

児童との関係
